

報告第1号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成30年 3月30日	119,648円	■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■	平成30年3月9日午後1時50分頃、藤井寺市岡1丁目1番1号藤井寺市役所の駐車場において、公用車から降車する際、公用車の隣に駐車していた相手方車両に公用車のドアが接触し、相手方車両の左前方のドアを損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。